

江東区マンション等の建設に関する条例施行規則に規定する地球温暖化  
対策設備及び電気自動車等充電設備の要件等を定める要綱

令和5年12月26日

5江環温第1566号

(趣旨)

第1条 この要綱は、江東区マンション等の建設に関する条例施行規則（平成19年12月江東区規則第86号）第9条に規定する地球温暖化対策設備（以下単に「地球温暖化対策設備」という。）及び同規則第11条の3に規定する基準に基づき設置する電気自動車等充電設備（以下「電気自動車等充電設備」という。）の要件等について、必要な事項を定めるものとする。

(地球温暖化対策設備の要件)

第2条 事業者が設置する地球温暖化対策設備の要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 太陽光・太陽熱利用設備及びエネルギーの消費効率の高い給湯設備 別表の左欄に掲げる設備の種類に応じ、同表の右欄に掲げる要件を満たすものであること。
- (2) エネルギーの消費効率の高い空気調和設備及び照明設備 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱（平成21年3月10日付20環都計第529号）第2に定める指定基準を満たすもの又は別表の左欄に掲げる設備の種類に応じ、同表の右欄に掲げる要件を満たすものであること。
- (3) その他の地球温暖化対策に資する設備 地球温暖化対策の推進に係る技術の進展等に鑑み、区長が認めるものであること。

(電気自動車等充電設備の要件)

第3条 事業者が設置する電気自動車等充電設備の要件は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を充電するための急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンド等を備えるものとする。

- 2 前項の電気自動車等充電設備の機種は、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象機種として指定及び公開されているもの又はこれに準じた性能を持つもので区長

が認めるものとする。

(要件の変更)

第4条 区長は、地球温暖化対策の推進に係る技術の進展等に鑑み、必要があると認めるときは、第2条及び前条に定める設備の要件を変更することができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境清掃部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

設備の種類	要件
太陽光利用設備	<p>居住の用に供する部分（共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、管理人室その他共用部分をいう。）を含む。以下同じ。）において使用する太陽光利用設備であって、次に掲げる要件を全て満たすもの</p> <p>(1) 一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）の太陽電池モジュール認証若しくは国際電気標準会議（I E C）の I E C E E—P V—F C S 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれらに準じた性能を持つもので区長が認めるものであること。</p> <p>(2) 電力会社と電力受給に関する契約を締結し、又は締結する予定であること。</p>
太陽熱利用設備	<p>居住の用に供する部分において使用する太陽熱利用設備であって、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（B L 部品）認定を受けたも</p>

	<p>の又はそれに準じた性能を持つもので区長が認めるもの</p>
<p>CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯機</p>	<p>居住の用に供する部分において使用するCO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯機であって、日本産業規格 J I S C 9 2 2 0 : 2 0 1 8 評価に基づく性能表示のある機種において、ふろ保温機能のある機種については年間給湯保温効率 ( J I S ) (以下「年間給湯保温効率 ( J I S ) 」という。) が 2 . 7 以上、ふろ保温機能のない機種については年間給湯効率 ( J I S ) (以下「年間給湯効率 ( J I S ) 」という。) が 3 . 1 以上のもの。ただし、次に掲げる機種については、年間給湯保温効率 ( J I S ) 又は年間給湯効率 ( J I S ) が 2 . 4 以上のものであること。</p> <p>(1) 容量が 2 4 0 リットル未満の小容量タイプ (一体型タイプを含む。)</p> <p>(2) 多缶タイプ (薄型 2 缶タイプ等)</p> <p>(3) 多機能タイプ</p>
<p>潜熱回収型ガス給湯器</p>	<p>居住の用に供する部分において使用する潜熱回収型ガス給湯器であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が 9 4 % 以上のもの</p> <p>(2) 給湯単能器及びふろ給湯器にあつては、モード熱効率が 8 3 . 7 % 以上のもの</p>
<p>潜熱回収型石油給湯器</p>	<p>居住の用に供する部分において使用する潜熱回収型石油給湯器であって、次のいずれかに該当するもの</p>

	<p>(1) 油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上のもの</p> <p>(2) 直圧式の石油給湯機にあつては、モード熱効率が81.3%以上のもの</p> <p>(3) 貯湯式の石油給湯機にあつては、モード熱効率が74.6%以上のもの</p>
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器	<p>居住の用に供する部分において使用する電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器であつて、次に掲げる要件を全て満たすもの</p> <p>(1) 熱源設備として電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムであるもの</p> <p>(2) 貯湯タンクを持つもの</p> <p>(3) 年間給湯効率（JGKAS A705）が102%以上のもの</p>
家庭用燃料電池装置	<p>居住の用に供する部分において使用する家庭用燃料電池装置であつて、一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が機器登録制度において登録しているもの又はそれに準じた性能を持つもので区長が認めるもの</p>
空気調和設備	<p>居住の用に供する部分において使用する空気調和設備であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 家庭用のものにあつては、エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）に基づく多段階評価点が2.0以上又は通年エネル</p>

	<p>ギー消費効率（APF（JIS C 9612：2013））が5.8以上のものであり、かつ、目標年度が2027年度又は2029年度となっているもの</p> <p>(2) 業務用のものにあつては、通年エネルギー消費効率（APF（JIS C 9612：2013））が4.7以上のものであり、かつ、目標年度が2015年度以降の各年度となっているもの</p>
照明設備	<p>居住の用に供する部分において使用する発光ダイオードを使用する照明器具であり、固定して使用するもの（シーリングライト等で容易に持ち運ぶことができる一般的なコンセント型のものを除く。）</p>